



過剰な市民監視と人権侵害のおそれ

無策ぶじまかす緊急事態宣言

安倍晋三首相が4月7日、新型コロナウイルス対策のための改正特別措置法に基づき緊急事態宣言を発令した。特措法の改正を支持した有力野党、日本医師会など医者の世界、メディアや世論も多くは緊急事態宣言を好意的に受け止めてきた。コロナの恐怖の前で、戦時中の大政翼賛会な雰囲気が出ているのは確かだ。

田島 泰彦

緊急事態に向かう今の動きには違和感があるだけでなく、民主主義や自由、生活など市民の観点からみると、深刻な問題が数多くあると言わなければならない。

染の実態を調査・分析し、社会に公開し、有効な対策を取る事が不可欠である(本誌3月6日号拙稿参照)。検査は、感染者の命を守り、適切な医療を得られる前提である

今コロナウイルスから命を守るために何が必要なのか。たとえばマスクが必要なのに日常的に市民が買えず、届かない状況が続いてきた。2カ月以上もの間、こうした基本的で初歩的な対策も取れなかった政府とは何なのか。また、最後の砦である医療でもマスク等の防護具、人工呼吸器、病床、病院以外の療養施設などが必須なのに、政府はどれだけ確保努力をしてきたのかきわめて疑わしい。病院崩壊の危険や、患者が宿泊施設だけでなく自宅での療養さえ強いられかねない事態だ。

ただでなく、他の市民や社会を守るための対策の重要な柱である。ところが、この大事な検査を政府は抑制して十分な検査体制を構築してこなかったため、多くの人がPCR検査を受けたくても受けられない状況を放置し、市中感染を広げることとなった。そして科学的なデータに基づかない場当たり的な対策に終始してきた。

対策の最たるものの一つは、コロナ感染症を防止し、感染者の拡大を最小限にするために必要な検査を十分に施し、それをもとに感

これらはいずれも、緊急事態宣言とは関係なく、政府が取らなければならない基本的な対策であり、全力で取り組むべき課題であって、緊急事態宣言を口実に言い逃れることはできない。この間違った政府は何をしてきたのか根本から問われているのである。私の違和感はそのにある。緊急事態宣言で



人がまばらな4月5日(日曜日)の東京・新宿駅東口。大型ビジョンには外出自粛を呼びかける小池百合子知事の映像。(提供/共同)

ごまかしてはならないし、宣言を出すことで私たちが望む対策を実現するのは幻想にすぎない。

知る権利まで奪われる!?

緊急事態宣言とはどういうものであり、それが出されると市民に

どういう影響が及ぶのか。新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、改正特措法)では、内閣総理大臣(政府対策本部長)が「緊急事態宣言」を発する(同法32条1項)と、具体的には都道府県知事にさまざまな権限が与えられ、その下で市民や企業等の自由や活動が制限を受けることになる。こういう仕組みを緊急事態体制と呼ぶことにする。

そもそも宣言の発令そのものについて、新型コロナウイルスの「全国的大かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるもの」と曖昧で漠然とした定義が法律にかかれていて、具体的な要件は政令に委ねてしまっている。また、国会には報告するだけで承認が求められていない。政府の一存で宣言が発せられ、民主主義や立憲主義を脅かす危険がある。身近な例をいくつかあげてみる。